

石川県立田鶴浜高等学校の実習機材の共同活用について

1 共同活用に供する実習機材(主なもの)

番号	品名	数量	備考
1	フィジカルアセスメントモデル "Physiko"	1	京都科学
2	万能型成人実習モデルⅡ "SAKURA"	5	京都科学
3	入浴介護実習モデル 男女ペア "ふくたろう、おふくさん"	1	京都科学
4	嚥下のメカニズム模型	1	坂本モデル
5	サカモト吸引シミュレータ	5	坂本モデル
6	装着型女性導尿シミュレータ	2	坂本モデル
7	装着型男性導尿シミュレータ	2	坂本モデル
8	摘便・浣腸モデル	4	高研
9	吸引シミュレータ"Qちゃん"	1	京都科学
10	輸液ポンプTE-131	2	TERUMO K. K
11	ポンプ用輸液スタンド	2	TERUMO K. K
12	シリンジポンプ35型TE-351	2	TERUMO K. K
13	シリンジポンプ専用スタンド	2	TERUMO K. K
14	母性総合シミュレータ	1	高研

2 共同活用対象機関

県内の看護師等養成所及び医療・福祉・教育機関(教育・研修を目的とするものに限る)

3 使用の期間

石川県立田鶴浜高等学校が授業等で使用していない期間で、原則1週間以内とする。

4 使用の手続き及び注意事項等

- (1) 実習機材の使用にあたっては、事前に使用状況を確認のうえ、別途定める「実習教材使用許可申請書」で申請し、学校長の使用許可を得るものとする。
- (2) 実習機材の搬出・搬入は、使用者の責任で行うものとする。
- (3) 実習機材に使用する消耗品等は、使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、実習機材の使用によって、著しい品質の低下や新たな破損、紛失等を生じさせた場合は、ただちに学校長に届けるものとし、必要な修理、交換等補償義務を負うものとする。